

**令和4年度5月
専決補正予算について
（第2号補正）**

**令 和 4 年 5 月
企画財政部財政課**



担当所属	企画財政部財政課
担当者	西
直通	095-829-1126
内線	2314

令和4年5月16日

市政記者 様

令和4年5月専決補正予算(第2号)の概要

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費及び新型コロナウイルス予防接種費その他について予算を補正する必要が生じたが、特に緊急を要したため、5月16日に専決処分しました。

【補正予算額】一般会計 13億5,239万7千円

- ・子育て世帯生活支援特別給付金（給付金、事務費）

5億5,300万円

【財源】国庫10/10

- ・新型コロナウイルス予防接種費（予防接種に係る経費）

7億9,939万7千円

【財源】国庫10/10

令和4年度 一般会計補正予算（第2号）の主な内容

I 一般会計予算

1,352,397 千円

事 業 名	補 正 額 (千円)	内 容	担 当 課
3 款 民 生 費 553,000			
1 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費（ひとり親世帯分）	316,700	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活支援のため特別給付金を支給するもの。 【支給対象児童数】 約10,600人 (1) 低所得のひとり親世帯 約6,300人 (ア) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者 (イ) 公的年金等を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない者 (ウ) 直近で収入が減少した世帯等 (2) その他低所得の子育て世帯 約4,300人 (ア) 児童手当又は特別児童扶養手当受給者のうち令和4年度市民税均等割非課税者 (イ) 上記以外の令和4年度市民税均等割非課税者 (ウ) 直近で収入が減少した世帯等 ※ (1)、(2)ともに(ア)に該当する者は申請不要 【支給額】 対象児童一人あたり5万円 【支給時期】 (1)の(ア)に該当する者は令和4年6月中に、それ以外の者は可能な限り速やかに支給 【財源】 国庫10/10	こども政策課
(1) 給付金	312,500		
(2) 事務費	4,200		
2 子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費（その他世帯分）	236,300		
(1) 給付金	216,500		
(2) 事務費	19,800		
4 款 衛 生 費 799,397			
3 予防接種費 新型コロナウイルス予防接種費	799,397	新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、4回目のワクチン接種を実施するもの。 【事業期間】 R4.5～R4.9 【対象者】 約153,500人 3回目ワクチン接種から5か月を経過した以下の者 ・60歳以上の者 約135,900人 ・18歳から59歳以下の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者 約17,600人 【事業費】 799,397千円 ・集団接種に係る経費 253,695千円 ・個別接種に係る経費 458,278千円 ・共通経費（接種券作成費用等） 87,424千円 【財源】 国庫10/10	新型コロナウイルスワクチン接種事業室